

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」(環境省告示)(案)に関する意見募集結果について

意見提出件数：4件

総意見数：5件

### 全般的な事項について

意見概要	見解
<p>&lt;意見&gt;</p> <p>今回の答申には、窒素、りんについて、都府県への留意事項として、指定地域内事業場の使用実態や削減取組、難易度、費用対効果、除去率の季節変動等を配慮することが盛り込まれている。特に、-2-イに述べられているような技術的に除去が困難な特定業種区分については、本規制を通達するにあたり、都府県がこの点を十分理解する指導を徹底していただきたい。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>5次規制以降、指定地域内事業場は、国際競争の激化や日本経済の低迷という厳しい経営環境下にもかかわらず、規制値遵守のために設備や運転管理に膨大な投資をし、応分の削減努力を払ってきた。</p> <p>その結果として、産業系汚濁負荷量が全体に占める割合は大幅に低下している。にもかかわらず、今回の規制においては、全業種区分一律に規制値の強化がとられており、削減努力をしてきた事業場の対策には限界が来ている現状を認識していただきたい。特に、技術的除去等が困難な特定業種区分の規制基準値の設定においては、十分な配慮がなければ、国内生産の存続ができなくなり、生産現場の海外流出へ拍車がかかることになる。このようなことから、都府県への指導・徹底が必要不可欠である。</p>	<p>告示案は、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」(平成18年7月中央環境審議会答申)を踏まえたものです。今後、都府県が適切な総量規制基準を定めるために、本答申の趣旨を踏まえた内容について通知します。</p>

「別表2 窒素についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)」について

意見概要	見解
「整理番号108 無機化学工業」について	
<p>&lt; 該当箇所 &gt; 別表-2 (瀬戸内海 (大阪湾を除く。)) Cno 下限 20 ~ 上限 50 Cni 下限 10 ~ 上限 40</p> <p>&lt; 意見 &gt; 急激な規制強化であり、反対である。</p> <p>&lt; 理由 &gt; これまで、多額の投資を行って第5次総量規制に積極的に対応してきており、湾別水質でも下記(略)のとおり改善が見られるので、さらに規制を強化する理由が見当たらない。 今後の総量規制においても、明確な必要性もなく規制を強化していくことは、国際競争を行っている中において、企業の存続そのものが危うくなる。</p>	<p>整理番号 108 無機化学工業に係る Cn 値については範囲を切り下げましたが、新たに「窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程」に係る備考を設け、第5次総量規制における108 無機化学工業の Cn 値の範囲 (Cno : 50 ~ 160、Cni : 40 ~ 60) と同じ Cn 値の範囲としました。</p>
「整理番号175 フェロアロイ製造業」について	
<p>&lt; 該当箇所 &gt; 別表-2 (瀬戸内海 (大阪湾を除く。)) Cno 下限 15 ~ 上限 25 Cni 下限 10 ~ 上限 25</p> <p>&lt; 意見 &gt; 急激な規制強化であり、反対である。</p> <p>&lt; 理由 &gt; これまで、多額の投資を行って第5次総量規制に積極的に対応してきており、湾別水質でも下記のとおり改善が見られるので、さらに規制を強化する理由が見当たらない。 今後の総量規制においても、明確な必要性もなく規制を強化していくことは、国際競争を行っている中において、企業の存続そのものが危うくなる。</p>	<p>当該業種等に係る第5次総量規制における Cn 値の範囲と比較し、下限については Cno、Cni と変わりませんが、これは県が設定した第5次総量規制における最大値 (Cno については、当該 Cno 値を適用すべき指定地域内事業場が存在する県の Cno 値に限る。) まで切り下げたものです。</p>

意見概要	見解（案）
「整理番号200 非鉄金属製造業」について	
<p>他業種（例：整理番号199鉄鋼業）では、ステンレス硝酸酸洗浄工程を有するものにあつては、表面処理に使用する硝酸の代替品の無いことから、窒素C値に緩和の特例が認められている。第6次におけるC値の幅（案）もCno = 55～65、Cni = 40～60となっている。</p> <p>弊社等は多結晶シリコン、単結晶シリコンの硝酸酸洗浄工程を有しており、使用目的もステンレスのそれと同様、製品の表面処理であり、硝酸以外の代替品が無いことも同じである。</p> <p>唯一つ違うところは、先ほど例に挙げた他業種は使用後の廃硝酸を廃水処理工程を通して公共水域へ直接排出しているのに対し、弊社等は廃硝酸の回収設備を設置（設備投資）し、大部分を回収しているところである。</p> <p>しかし、弊社等（項番号200非鉄金属製造業）は、他業種のような特例はない。</p> <p>これらの事を考えると若干の不公平感はありません。</p> <p>弊社等の業績は頗る好調で、近い内に増産や工場の増設計画が控えている。従って、多結晶シリコン、単結晶シリコンの硝酸酸洗浄工程を有するものにも、ステンレス硝酸酸洗浄工程と同じ特例（C値の幅：Cno = 55～65、Cni = 40～60）を認めて頂けますようお願い致します。</p>	<p>C値の範囲については、業種等ごとの実態を踏まえて設定したものであり、備考を設け特別なC値の範囲を設定することについても個別業種等ごとに検討しました。</p> <p>本業種等については、排出実態及び都府県におけるCn値の設定状況等から備考を設ける必要はないと考えます。</p> <p>なお、貴事業場を所管する都府県が設定した5次総量規制の当該業種に係るCno、Cniはそれぞれ30、10であり、第6次総量規制におけるCnの範囲案（Cno：15～35、Cni：10～15）の範囲内となっています。</p>

「別表3 りんについての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(案)」について

意見概要	見解
「整理番号200 非鉄金属製造業」について	
<p>&lt;意見&gt;  「整理番号200の項の備考」を設け、「りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては」を追加し、数値は第5次におけるC値を維持していただきたい。</p> <p>&lt;理由&gt;  当社は伊勢湾の規制対象地域に事業所を有している。「非鉄金属製造業」として、アルミニウムの板材押出材を製造していたが、客先から表面処理した素材の提供を求められることが多くなり、現在は「りん又はその化合物による表面処理施設を設置」して相当量の表面処理した板コイルを出荷している。</p> <p>そのコイルは、例えばクーラー用のフィン材であり「整理番号205の項の備考(2)」の客先の作業を代替していることになる。業種区分が時代と共に変化し、工程が上流に移行している現実にあわせて見直しは必要であり、「りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては」の項の追加をお願いしたい。</p> <p>第5次までの数値への対応は問題なかったのであるが、第6次・第7次と今後更に厳しくなることを踏まえて、今回意見を提出させていただくこととする。</p> <p>同じ表面処理材の生産に対して、業種により無害化処理コストが大巾に高くなるというのは、業種でC値に差を持たせた法の趣旨とは異なると思われるので、是非、見直しをお願いしたい。</p>	<p>C値の範囲については、業種等ごとの実態を踏まえて設定したものであり、備考を設け特別なC値の範囲を設定することについても個別業種等ごとに検討しました。</p> <p>本業種等については、排出実態及び都府県におけるCp値の設定状況等から備考を設ける必要はないと考えます。</p> <p>なお、貴事業場を所管する都府県が設定した5次総量規制に係る当該業種等に係るCpo、Cpiはそれぞれ2、1.5であり、第6次総量規制におけるCp値の範囲案(Cpo:1~2、Cpi:1~1.5)の範囲内となっています。</p>